


証券コード：4990
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目14番32号
 **昭化和化学工業株式会社**
代表取締役社長 石 橋 健 藏

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましてはインターネットまたは書面による事前の議決権行使をしていただき、当日の会場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。**

なお、議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、「**議決権行使についてのご案内**」(3頁)に記載のいずれかの方法で**2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使ください**ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月29日(水曜日)午前10時(午前9時開場) |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区赤坂二丁目14番32号 赤坂2・14プラザビル3階
赤坂サンスカイルーム 3D室
(会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第95期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.showa-chemical.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 当日、会場におきまして、役員はノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。
5. ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は、第91期定時株主総会より廃止させていただきます。

〔新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る株主様へのお願い〕

本総会におきましては、株主様のご来場は極力お控えいただきたく存じますが、会場における株主様や役員員の安全確保と感染拡大防止を最優先とするため、当日、会場におきまして以下の取り組みを実施いたします。出席株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。


- ①株主様席につきましては、お席の間隔を拡げるため、昨年同様に席数が減少しております。このため、やむを得ず入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ②ご来場の株主様は、会場に配備されたアルコール消毒液による手指消毒、並びにマスクの持参と着用をお願いします。
- ③発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方等については、感染拡大防止の観点からやむを得ず入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ④役員は、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ⑤本総会の開催時間を可能な限り短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細説明等は省略させていただく場合がございますので、事前に招集ご通知をお目どおしく下さい。
- ⑥本総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、本総会の運営に係る各種対応を変更する可能性があります。事前に当社ウェブサイトにて情報をご確認ください。



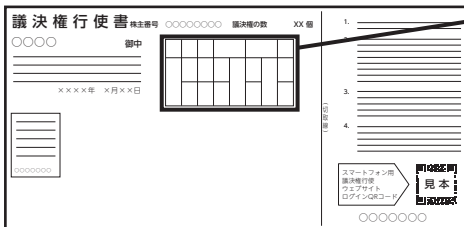
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月29日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)</p>	 <p>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月28日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月28日 (火曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 欄中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

インターネットで議決権行使
オンライン投票
ログインIDとパスワード

印刷用紙
見本
印刷用紙

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2、5号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第3、4号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

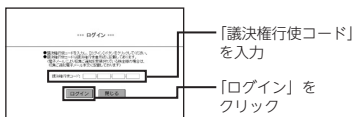
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

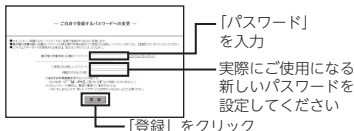
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するまん延防止等重点措置の解除等、活動制約の緩和により企業収益に回復の兆しが見えていたものの、ウクライナ危機に伴う資源価格の高騰や円安の進行が企業収益を下押しする等、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、原油をはじめとするエネルギー価格及び資材価格の高騰による製造原価上昇や国内需要の伸び悩み等により厳しい状況で推移しております。

このような経営環境の中、当社グループ(当社並びに連結子会社及び持分法適用会社)におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、売上目標達成と利益確保に尽力しました。その結果、売上高は77億79百万円(前年同期は76億76百万円)となりました。

製品分野別では以下のような状況となりました。

濾過助剤分野は、主にビール類・清涼飲料水・甘味料・調味料等の食品工業、抗生物質等の製薬工業、油脂・合成樹脂等の化学工業、ごみ焼却場等で使用される当社の主力製品群です。当連結会計年度におきましては、海外市場での売上はほぼ前年並みに推移しましたが、国内市場での清涼飲料向け製品及び、ごみ焼却場向け製品の売上が減少しました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

建材・充填材分野は、主に住宅用建材や土木資材、シリコンゴム等に使用される製品群です。当連結会計年度におきましては、海外市場での売上が減少しましたが、国内市場での住宅用建材向け製品、並びに各種充填材向け製品の売上が増加しました。

化成品分野は、主にプールや温浴施設及び浄化槽向けの塩素系消毒剤、産業排水向けの高活性微生物剤等の水処理関連製品群です。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による各種施設休止の影響が残るものの、プール用塩素剤を中心に全体的に売上が増加しました。

その他の製品は、主に珪藻土粒状品及びデオドラント製品や浴室関連機器等の生活関連用品、その他スポットで発生する製品群です。当連結会計年度におきましては、各種化学品向け製品の売上が増加したものの、浴室関連機器及び防災用品の売上が減少しました。

利益面におきましては、全社規模でのコスト削減努力に加え、在宅勤務やオンラインによる営業活動の積極推進により関連経費抑制に努めたものの、製造原価上昇の影響により営業利益は3億円（前年同期は3億6千万円）となりました。また、「持分法による投資利益」が増加したこと等により経常利益は4億79百万円（前年同期は4億74百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億45百万円（前年同期は2億92百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、1億97百万円（前期は1億41百万円）の設備投資を実施いたしました。その主な内容は珪藻土・パーライト製品製造工場の改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、昭和化学工業株式会社におきまして第45回無担保社債（社債総額1億円）、第46回無担保社債（社債総額1億円）、第47回無担保社債（社債総額1億円）を発行いたしました。調達資金は設備の更新および運転資金に充当しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第92期 (2019年3月期)	第93期 (2020年3月期)	第94期 (2021年3月期)	第95期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	8,318	8,205	7,676	7,779
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	476	370	292	345
1株当たり当期純利益 (円)	45.02	34.97	27.64	32.60
総資産 (百万円)	11,603	11,758	12,322	12,613
純資産 (百万円)	5,153	5,360	5,775	6,123

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第92期 (2019年3月期)	第93期 (2020年3月期)	第94期 (2021年3月期)	第95期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	7,348	7,284	6,764	6,858
当期純利益 (百万円)	332	247	252	262
1株当たり当期純利益 (円)	30.21	22.55	22.99	23.86
総資産 (百万円)	10,367	10,232	10,836	10,872
純資産 (百万円)	4,514	4,569	4,966	5,137

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
白山工業株式会社	50百万円	68.6 (30.4)	珪藻土製品製造
日昭株式会社	10百万円	100.0	パーライト製品の製造業務請負
S K K 不動産株式会社	10百万円	100.0	不動産の売買 賃貸及び管理
北京瑞来特貿易有限公司	150万US\$	100.0	珪藻土製品販売

(注) 「当社の議決権比率」の()内は、子会社及び緊密な者の所有割合で外数となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や情勢悪化に伴う資源価格高騰等により、世界景気の回復が大幅に遅延する危険をはらむ等、予断を許さない状況が続くと予想されます。さらに、気候変動社会への対応等課題は山積しており、企業は持続可能な社会の一員として、より一層の質の高い商品・サービスの提供が求められていると認識しております。

このような中、当社グループは「お客様のため、社会のため、人間生活向上のため、貴重な資源を限りなく有効に活用し、広く産業を支え、豊かな明日を構築することに貢献する。」ことを経営理念とし、それを実現すべく次の課題に対処してまいります。

- ① 既存事業の深化と拡大
- ② M&Aを含めた新規事業の構築と育成
- ③ 生産工程の見直し及び販売管理費の圧縮による収益性の向上と財務体質の強化
- ④ 長期的な原料供給体制の構築
- ⑤ 環境と安全に配慮した経営の推進
- ⑥ 人材の育成及び社内制度の改善等による組織活性化の推進

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	主要な製品名または使用用途
珪藻土製品の製造・販売	主な製品名“ラヂオライト” 使用用途は濾過助剤、建材・充填材等
パーライト製品の製造・販売	主な製品名“トプコ”、“ハードライト” 使用用途は濾過助剤、建材・充填材等
化成品の販売	プール用塩素剤、温浴施設用塩素剤等
生活関連品の製造・販売	消臭剤“イオンダッシュ”、浴室関連機器等

(6) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

昭和化学工業株式会社	本 社	東京都港区赤坂二丁目14番32号
	販 売 拠 点	東京都港区、大阪府大阪市北区 福岡県北九州市小倉北区
	生 産 拠 点	秋田県北秋田市、栃木県芳賀郡 岡山県真庭市、山形県鶴岡市
	研 究 分 析 セ ン タ ー	鳥取県倉吉市
白山工業株式会社 (子会社)	本 社	東京都港区
	工 場	大分県玖珠郡
日昭株式会社 (子会社)	本 社	東京都港区
	事 業 所	山形県鶴岡市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
219 (12) 名	1名減 (5名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
163 (8) 名	2名減 (2名増)	47.1歳	18.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 三井住友銀行	783
株式会社 みずほ銀行	780
株式会社 北陸銀行	450
株式会社 りそな銀行	450
株式会社 三菱UFJ銀行	431

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,979,000株（自己株式987,105株を含む）
- ③ 株主数 2,822名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
シ グ マ 株 式 会 社	1,938	17.63
石 橋 健 藏	1,419	12.91
公益財団法人石橋奨学会	1,000	9.10
朝日生命保険相互会社	770	7.01
昭和化学工業取引先持株会	444	4.05
白 山 工 業 株 式 会 社	405	3.69
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	362	3.30
石 橋 敬 子	316	2.88
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	297	2.70
北 沢 産 業 株 式 会 社	255	2.32

- (注) 1. 当社は、自己株式を987,105株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記の所有株式の他、2022年3月31日現在の役員持株会での持分として、石橋健藏氏が27,594株を所有しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

氏 名	会社における位 地	担当及び重要な兼職の状況
石 橋 健 藏	取締役社長 (代表取締役)	白山工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役 オーベクス株式会社 社外取締役
田 子 薫	専務取締役	技術開発推進部長
小 関 肇	取締役 (常勤監査等委員)	
波 光 史 成	社外取締役 (監査等委員)	公認会計士・税理士 (税理士法人レゾンパートナーズ 代表社員) (東洋製糖グループホールディングス株式会社 社外監査役)
神 谷 宗之介	社外取締役 (監査等委員)	弁護士 (神谷法律事務所 所長) (株式会社パンフィックネット 社外取締役) (株式会社日本デジタル研究所 社外監査役)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)波光史成氏、並びに取締役(監査等委員)神谷宗之介氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)波光史成氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小関 肇氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)波光史成氏、並びに取締役(監査等委員)神谷宗之介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当該保険契約の被保険者は、取締役並びに監査等委員である取締役にあります。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。
- ・被保険者は当該保険料の10%相当額を負担しております。

③ 役員報酬等の決定に関する方針等の概要

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。なお、取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由としましては、代表取締役社長である石橋健藏氏が、原案について決定方針との整合性及び会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を含め総合的な検討を行っていることから、取締役会はその答申を確認及び尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとし、その限度額は2016年6月29日開催の第89期定時株主総会において年額2億40百万円以内（使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名であります。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等はありません。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である石橋健藏氏がその具体的内容について委任をうけております。当該権限が代表取締役により適切に行使されるようにするため、基本方針に基づき会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を総合的に勘案して決定しております。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額としております。

5. 監査等委員である取締役の基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の監査等委員である取締役の基本報酬について、その限度額は2016年6月29日開催の第89期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。また、その金額については、報酬総額の限度内において常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	80 (-)	80 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	20 (7)	20 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	101 (7)	101 (7)	- (-)	- (-)	5 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額に、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第89期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)について年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。なお、当社は2006年6月29日開催の第79期定時株主総会において、役員退職慰労引当金制度を廃止することを決議いただいております。
4. 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である石橋健藏氏がその具体的内容について委任をうけております。委任の理由は、石橋氏が当社グループを取り巻く経営環境並びに当社グループの業績等を熟知しており、各取締役について適切な評価が可能と判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 取締役(監査等委員) 波光史成
- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
税理士法人レゾンパートナーズの代表社員であります。なお、当社と税理士法人レゾンパートナーズとの間に取引等の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
東洋製罐グループホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東洋製罐グループホールディングス株式会社との間に取引等の関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会13回のうちの全てに出席、また、監査等委員会13回のうち全てに出席されました。
- 二. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当社は、当社の経営方針や戦略等に対し、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に資するため、専門家としての高い見識と知識に基づいた指摘や助言、経営陣の業務執行の適切な評価と

監督を期待しております。同氏は公認会計士・税理士としての豊富な見識を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることに加え、他社での社外役員の経験を有しておりますことから、当社の取締役会や監査等委員会において独立した立場から適宜適切な指摘や助言、意見表明をいただいております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

2. 取締役（監査等委員） 神谷宗之介

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

神谷法律事務所の所長であります。なお、当社と神谷法律事務所との間に取引等の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社パシフィックネットの社外取締役、並びに株式会社日本デジタル研究所の社外監査役であります。なお、当社と株式会社パシフィックネット、及び株式会社日本デジタル研究所との間に取引等の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうちの全てに出席、監査等委員13回のうち全てに出席されました。

二. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、当社の経営方針や戦略等に対し、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に資するため、専門家としての高い見識と知識に基づいた指摘や助言、経営陣の業務執行の適切な評価と監督を期待しております。同氏は弁護士としての豊富な見識を有し、高い法令遵守の精神を有していることに加え、他社での社外役員の経験を有しておりますことから、当社の取締役会や監査等委員会において独立した立場から適宜適切な指摘や助言、意見表明をいただいております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 八重洲監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保
するための体制

- ①当社及び当社子会社の全ての役職員が、法令及び定款、経営理念を遵守
した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規
程」により職務範囲を明確にすることで、適正な事業活動を推進できる
体制を整備しております。
- ②内部監査室の設置やコンプライアンス研修会等、コンプライアンスに係
る各種取り組みを行い、社内啓蒙を積極的に推進しております。
- ③法令上疑義のある行為等について、外部専門家による相談窓口を設置し
ております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書ま
たは電磁的媒体を関連資料とともに記録し、規定に基づき、整理及び保
管しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、業務遂行に伴うリスク管理をするための「リス
ク管理規程」に基づき、リスク管理委員会によるリスク抽出と分析、及
びその対応策を検討することで適切にリスク管理を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応
じて臨時取締役会を開催し、法令・定款に定める事項のほか、「取締役
会規則」「決裁権限規程」に定める重要な業務執行に関する事項等の審
議、報告を行っております。
- ②当社は、取締役会が決定した目標に対し、その進捗や成果を評価・協議
するとともに、「決裁権限規程」に規定されている重要事項の審議・決
定機関として経営会議を設置しております。当該会議には、担当取締役
及び常勤の監査等委員が出席し、適宜適切に運営しております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び当社子会社は、連結経営を基軸に関係各社の強みを最大限に活用しつつ経営計画の効率的達成に尽力しております。
- ②当社子会社におけるコンプライアンスに係る各種取り組みは当社の体制に準拠しております。
- ③当社子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、その職務を補助する使用人を本社管理部門から選任することができるものとしております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会の指示した業務については、必要な情報の収集権限を有し、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとしております。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、あらかじめ監査等委員会の承認を得なければならないものとして独立性を確保しております。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

- ①監査等委員は、毎月開催の取締役会及びその他重要な会議に出席し、事業や取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況等に係る報告を受けるとともに監視を行っております。
- ②前記に関わらず、監査等委員は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し各種報告を求めることができるもの

としております。

- ③当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査等委員または監査等委員会に対し報告を行うことにしております。
- ④上記の報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、取締役会その他重要会議に出席することで、適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他重要な使用人から職務の執行状況を聴取するほか、関係資料を閲覧しております。
- ②監査等委員は会計監査人、内部監査室等と定期的に協議する等緊密性を保ち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、その他監査上の重要課題等について意見や情報交換を行い、監査が適正に実施される体制を整備しております。
- ③監査等委員会は、その職務の執行にあたり必要に応じて独自に外部専門家を起用することができる機会を保証されるものとしております。
- ④監査等委員が当社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力による不当要求に対し毅然とした態度を堅持し、当該勢力との一切の関係を持たないことを原則としております。統括部署は総務企画部とし、平素より外部専門機関等から情報収集を行い、事案の発生時には関係行政機関や顧問弁護士等の助言をもとに速やかに対応できる体制を構築しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び経営理念を遵守した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規程」により職務範囲を明確に定め、職務執行の適正化を推進しております。また、コンプライアンスに係る社内啓蒙を図るため、当事業年度におきましては、当社及び子会社の全ての常勤取締役及び場所長を対象としたコンプライアンス研修を2回開催しました。

2. 取締役の職務の執行

当事業年度における取締役会を13回開催し、法令・定款に定める事項のほか、取締役会規則・決裁権限規程に定める重要な業務執行に関する事項等の審議、報告を行いました。

3. 監査等委員の職務の執行

当事業年度における監査等委員会を13回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会や経営会議等の重要な会議体への出席により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社及び子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性・有効性の確認を行いました。なお、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用または債務償還の請求があった際は、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

4. リスク管理

当事業年度においてはリスク管理委員会を1回開催し、「リスク管理規程」に基づき、各部門でのリスク抽出とその対応策を検討し適切なリスク管理を行いました。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,648,532	流動負債	4,029,551
現金及び預金	2,897,387	支払手形	378,187
受取手形	712,369	買掛金	650,699
売掛金	1,395,505	短期借入金	2,263,000
商品及び製品	213,994	一年内償還予定の社債	230,000
仕掛品	275,239	一年内返済予定の長期借入金	241,960
原材料及び貯蔵品	144,567	リース債務	9,884
前払費用	25,599	未払費用	120,006
短期貸付金	28,500	未払法人税等	32,138
未収金	14,443	未払法人税等	49,056
その他	1,339	賞与引当金	40,195
貸倒引当金	△60,415	その他	14,424
固定資産	5,223,878	固定負債	1,705,448
有形固定資産	2,423,786	社債	470,000
建物	529,403	長期借入金	326,250
構築物	254,369	退職給付引当金	803,684
機械装置	557,258	役員退職慰労引当金	17,406
車両運搬具	3,461	その他	88,106
工具器具備品	16,407		
土地	588,996		
原料用地	450,500		
建設仮勘定	23,387		
無形固定資産	37,115		
ソフトウェア	34,589		
電話加入権	1,314		
施設利用権	1,211		
投資その他の資産	2,762,976		
投資有価証券	1,211,148		
関係会社株式	835,295		
長期貸付金	380,630		
更生債権等	585		
長期前払費用	177,002		
繰延税金資産	10,723		
その他	232,680		
貸倒引当金	△85,092		
資産合計	10,872,410	負債合計	5,734,999
		純資産の部	5,137,410
		株主資本	4,662,867
		資本金	598,950
		資本剰余金	586,803
		資本準備金	527,529
		その他資本剰余金	59,273
		利益剰余金	3,639,509
		利益準備金	149,737
		その他利益剰余金	3,489,771
		固定資産圧縮積立金	120,753
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	2,369,018
		自己株式	△162,394
		評価・換算差額等	474,542
		その他有価証券	474,542
		評価差額金	474,542
		純資産合計	5,137,410
		負債及び純資産合計	10,872,410

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,858,553
売 上 原 価		4,680,430
売 上 総 利 益		2,178,123
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,883,235
営 業 利 益		294,888
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	70,733	
そ の 他	102,131	172,864
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,674	
減 損 損 失	11,726	
そ の 他	35,667	81,068
経 常 利 益		386,683
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	219	219
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,861	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,289	14,151
税 引 前 当 期 純 利 益		372,752
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	121,758	
法 人 税 等 調 整 額	△11,242	110,515
当 期 純 利 益		262,236

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2021年4月1日 残高	598,950	527,529	59,273	586,803	149,737	127,834	22,961	1,000,000	2,131,698	3,432,231	△162,394	4,455,590
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△54,959	△54,959		△54,959
特別償却準備金の取崩							△22,961		22,961	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△7,081			7,081	-		-
当期純利益									262,236	262,236		262,236
自己株式の取得												-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△7,081	△22,961	-	237,320	207,277	-	207,277
2022年3月31日 残高	598,950	527,529	59,273	586,803	149,737	120,753	-	1,000,000	2,369,018	3,639,509	△162,394	4,662,867

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 残高	510,905	510,905	4,966,496
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△54,959
特別償却準備金の取崩			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			262,236
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△36,363	△36,363	△36,363
事業年度中の変動額合計	△36,363	△36,363	170,913
2022年3月31日 残高	474,542	474,542	5,137,410

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,532,854	流 動 負 債	4,487,606
現金及び預金	3,248,627	支払手形及び買掛金	859,217
受取手形及び売掛金	2,338,349	短期借入金	2,694,349
商品及び製品	283,107	一年内償還予定の社債	230,000
仕掛品	447,466	一年内返済予定の長期借入金	298,240
原材料及び貯蔵品	170,105	リース債務	9,884
その他	46,593	未払法人税等	53,337
貸倒引当金	△1,395	賞与引当金	43,875
固 定 資 産	6,080,718	その他	298,701
有形固定資産	2,597,101	固 定 負 債	2,002,458
建物及び構築物	885,112	社 債	470,000
機械装置及び運搬具	614,541	長期借入金	469,520
土地	598,046	役員退職慰労引当金	18,998
原料用地	455,847	繰延税金負債	58,364
建設仮勘定	23,387	退職給付に係る負債	888,649
その他	20,165	その他	96,926
無形固定資産	41,866	負 債 合 計	6,490,064
その他	41,866	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,441,750	株 主 資 本	5,404,827
投資有価証券	2,790,810	資 本 金	598,950
長期貸付金	62,380	資本剰余金	574,299
長期前払費用	187,292	利益剰余金	4,653,429
繰延税金資産	144,713	自己株式	△421,851
その他	341,613	その他の包括利益累計額	716,921
貸倒引当金	△85,060	その他有価証券	
資 産 合 計	12,613,572	評価差額金	617,404
		土地再評価差額金	△4,736
		為替換算調整勘定	104,253
		非支配株主持分	1,758
		純 資 産 合 計	6,123,508
		負債及び純資産合計	12,613,572

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,779,603
売上原価	5,316,250
売上総利益	2,463,353
販売費及び一般管理費	2,163,122
営業利益	300,230
営業外収益	
受取利息及び配当金	38,158
持分法投資利益	114,376
その他	119,370
営業外費用	
支払利息	39,421
減損損失	11,726
その他	41,123
経常利益	479,863
特別利益	
固定資産売却益	219
特別損失	
固定資産除却損	5,124
投資有価証券評価損	9,289
投資有価証券売却損	40
税金等調整前当期純利益	465,628
法人税、住民税及び事業税	131,473
法人税等調整額	△10,821
当期純利益	344,976
非支配株主に帰属する当期純損失	47
親会社株主に帰属する当期純利益	345,024

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	598,950	576,896	4,361,231	△435,483	5,101,593
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△52,825		△52,825
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			345,024		345,024
自 己 株 式 の 取 得					－
連 結 子 会 社 所 有 の 親 会 社 株 式 の 処 分		△2,596		13,632	11,035
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△2,596	292,198	13,632	303,234
2022年3月31日 残高	598,950	574,299	4,653,429	△421,851	5,404,827

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 残高	656,608	△11,208	27,300	672,699	1,658	5,775,951
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△52,825
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						345,024
自 己 株 式 の 取 得						－
連 結 子 会 社 所 有 の 親 会 社 株 式 の 処 分						11,035
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△39,203	6,472	76,952	44,221	100	44,322
連結会計年度中の変動額合計	△39,203	6,472	76,952	44,221	100	347,556
2022年3月31日 残高	617,404	△4,736	104,253	716,921	1,758	6,123,508

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

昭和化学工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 辻 田 武 司

業務執行社員 公認会計士 井 口 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

昭和化学工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 辻 田 武 司
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井 口 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月1日

昭和化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 関 肇 ㊟

監査等委員 波 光 史 成 ㊟

監査等委員 神 谷 宗之介 ㊟

(注) 監査等委員 波光史成氏及び神谷宗之介氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第95期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、54,959,475円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられることから、変更案第19条第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入された場合、現行定款第19条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>第2条 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	石橋健藏 (1968年11月9日生)	2000年6月 当社取締役経営企画室長 2001年10月 同常務取締役生産部長 兼経営企画室長 2003年3月 同代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 白山工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役 オーベクス株式会社 社外取締役	1,446,709株
取締役選任理由 当社の代表取締役社長として豊富な経験、実績、見識を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。			
2	田子薫 (1955年8月4日生)	2009年12月 当社経営企画室長 2010年7月 同経営企画室長 兼海外営業部担当部長 2011年6月 同取締役経営企画室長 兼海外営業部担当部長 2011年8月 同取締役経営企画室長 2015年4月 同取締役技術開発推進部長 2017年6月 同専務取締役技術開発推進部長(現任)	14,847株
取締役選任理由 当社の経営に関する豊富な経験、実績、見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであり、取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	小 関 肇 (1960年9月22日生)	1984年3月 当社入社 2009年4月 同内部監査室長 2012年6月 同常勤監査役 2016年6月 同取締役 (常勤監査等委員) (現任)	8,010株
	<p>取締役選任理由</p> <p>入社以来、製造、営業、経営企画、内部監査等広範な部門における豊富な経験と幅広い知見を有し業務全般に精通しておりますことから、当社経営を監督する監査等委員である取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		
2	波 光 史 成 (1969年9月5日生)	1998年4月 公認会計士登録 2004年6月 当社社外監査役 2011年6月 税理士法人レゾンパートナーズ代表社員 (現任) 2016年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人レゾンパートナーズ 代表社員 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役	6,875株
	<p>社外取締役選任理由および期待される役割の概要</p> <p>公認会計士・税理士としての見識と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることに加え、他社での社外役員の経験を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待されるためであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員であったことがあります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
3	かみ や そご の すけ 神 谷 宗 之 介 (1974年6月25日生)	1996年11月 司法試験合格 1999年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 2005年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2007年1月 神谷法律事務所開設 2008年6月 株式会社日本デジタル研究所 社外監査役（現任） 2009年8月 株式会社パシフィックネット 社外取締役（現任） 2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役 （監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 神谷法律事務所 所長 株式会社パシフィックネット 社外取締役 株式会社日本デジタル研究所 社外監査役	3,773株
<p>社外取締役選任理由および期待される役割の概要</p> <p>弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識、並びに高い法令遵守の精神を有していることに加え、他社での社外役員の経験を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待されるためであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。また、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員であったことがあります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 波光史成氏及び神谷宗之介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、波光史成氏及び神谷宗之介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任される場合は改めて独立役員として届け出る予定であります。
4. 所有する当社株式の数には役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであり、取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
かとう ゆういち 加藤 雄一 (1950年2月1日生)	2013年6月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長 (重要な兼職の状況) 株式会社光・彩 社外取締役 川田工業株式会社 社外取締役	一株
補欠の社外取締役選任理由および期待される役割の概要 経営者として豊富な経験を有していることから、当社経営に対し有益なご意見や率直なご指摘をいただくことで、経営意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上に貢献し、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できるためであります。		

- (注)
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 加藤雄一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 加藤雄一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであり、当該候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, providing a template for writing or drawing.

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂二丁目14番32号
赤坂2・14プラザビル3階 赤坂サンスカイルーム 3D室
電話 (03) 5545-5922



東京メトロ千代田線 赤坂駅 5a出口 直結1分
東京メトロ銀座線、南北線 溜池山王駅 10番出口 徒歩7分

昭和化学工業株式会社 第95期定時株主総会

午前 9時 開場
午前 10時 開始

ご来場いただきました株主様にお配りしておりましたお土産は、第91期定時株主総会より廃止させていただきました。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。